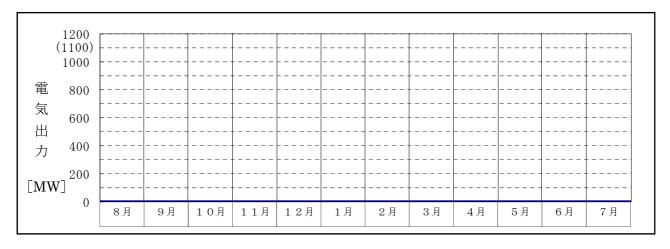
令和2年 9月11日 東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成23年2月6日より第4回定期事業者検査を実施中
- 2. 電気出力(令和元年8月 ~ 令和2年7月)



3. その他

(1) 東通原子力発電所1号機における新規制基準適合性審査の状況について

- 平成26年6月申請以降,継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており、これまでに審査会合は24回開催されております。
- 令和2年6月4日の審査会合においては、基準地震動*1を評価するための前提となる「地下構造の評価」について、震源で発生した揺れが特異に大きくなるなどの特性が無いことや、発電所の地盤モデルなどを当社から説明し、審査会合に出席している委員からご理解をいただきました。
- 令和2年7月17日の審査会合においては、「震源として考慮する活断層」**2の 評価について当社から説明しました。
- その結果,敷地周辺の特定の断層については「震源として考慮する活断層」に該当すること,および,敷地〜敷地近傍(敷地を中心とする半径5km程度の範囲)の断層については「震源として考慮する活断層」に該当しないとする当社評価について,審査会合に出席している委員からご理解をいただきました。
- なお、断層評価に関する審査は、本審査会合をもって一通りの対応を完了しましたので、今後は、基準地震動の策定に向けた地震動に関する審査に対応してまいります。
 - ※1:原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり、敷地周辺に おいて発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの
 - ※2:将来、地震を発生させる可能性がある断層

(別紙) 「震源として考慮する活断層」の評価について

(2) 東通原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について

- 当社は、令和元年12月16日および令和2年5月29日に、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」の変更認可申請を原子力規制委員会へ行いました。
- 令和元年12月16日に行った変更認可申請において変更した主な内容は,「放射性廃棄物でない廃棄物^{※3}」について,発電所外に搬出し,適切に処分または資源として有効利用するため,当該廃棄物の対象範囲およびその判断方法等に関する事項を追加するものあり,令和2年2月21日に認可をいただきました。
- 令和2年5月29日に行った変更認可申請の主な内容は、原子炉等規制法の改正による原子力発電所の検査制度の見直しに伴い、以下の事項を変更するものです。
 - ・原子力事業者による検査や日々の保安活動の明確化に関する事項
 - ・原子力発電所の品質管理に必要な体制の整備に関する事項

※3:東通原子力発電所の放射線管理区域内で生じた廃棄物のうち、放射性物質 によって汚染されていない廃棄物

(3) 東通原子力発電所「原子力事業者防災業務計画」修正の届出について

- 当社は、令和2年3月19日および令和2年8月17日に「原子力災害対策特別措置法」第7条の規定に基づき、青森県知事および東通村長との協議を経て、東通原子力発電所「原子力事業者防災業務計画」を修正し、内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届出を行いました。
- 令和2年3月19日に行った届出において修正した主な内容は、令和2年4月の 送配電部門の分社化に伴う連絡経路の見直しや東通原子力発電所で原子力災害が 発生した場合における支援拠点の見直しなどを行ったものです。
- 令和2年8月17日に行った届出において修正した主な内容は、原子力災害対策 指針の改正に伴う緊急時活動レベル^{*4}の見直しなどを踏まえ、当社における緊急 時活動レベルの判断基準の見直しや原子力防災資機材等の点検内容の明確化など を行ったものです。
 - ※4:避難や屋内退避等の防護措置を実施するため、原子力施設の状況に応じて 対策するよう、原子力規制委員会が定めた判断基準

詳細については、当社ホームページから確認することができます。 (http://www.tohoku-epco.co.jp)

「震源として考慮する活断層」の評価について

